

楽天USリート・ トリプルエンジン (豪ドル)毎月分配型

追加型投信 / 海外 / 不動産投信



商品分類および属性区分

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	不動産投信	その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	年12回 (毎月)	北米	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この投資信託説明書(交付目論見書)により行なう「楽天USリート・トリプルエンジン(豪ドル)毎月分配型」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年9月29日に関東財務局長に提出しており、2020年9月30日にその効力が生じております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続を行いません。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は、投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社の照会先

Rakuten 楽天投信投資顧問

<https://www.rakuten-toushin.co.jp/>

電話: 03-6432-7746 受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで

【委託会社】ファンドの運用の指図を行なう者
楽天投信投資顧問株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1724号
設立年月日:2006年12月28日
資本金:150百万円(2020年6月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:
298,420百万円(2020年6月末現在)

【受託会社】ファンドの財産の保管および管理を行なう者
三井住友信託銀行株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

ファンドの特色

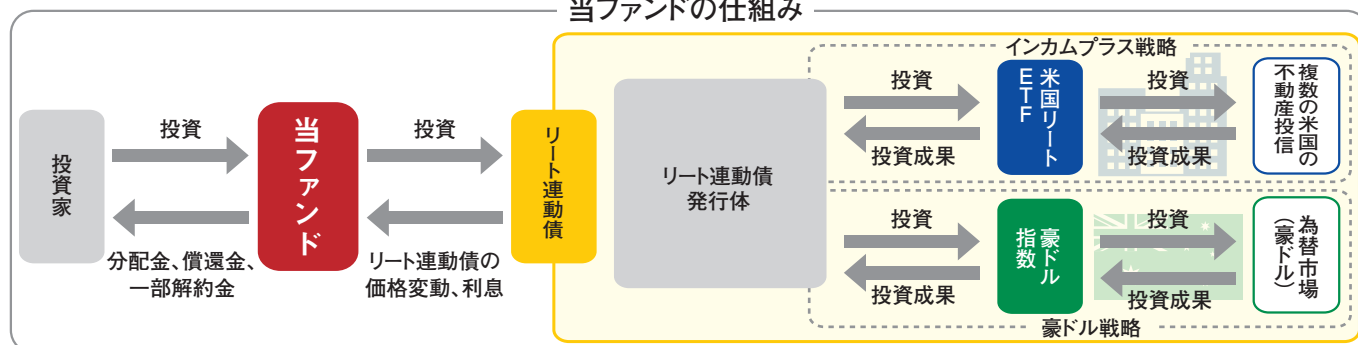
●投資方針等

- 当ファンドは、主として米国の不動産投資信託指数に連動する上場投資信託（以下、「米国リートETF」といいます。）の投資信託証券ならびに対円貨での豪ドルのパフォーマンスを反映するユーロ円債（以下、「リート連動債」といいます。）に投資します。
- 米国リートETFの配当金に加え、インカムプラス戦略ならびに豪ドル戦略による収益の確保を目指します。



- インカムプラス戦略とは、米国リートETFの価格が目標価格を上回った場合の値上がり益を享受できない代わりに、リート連動債のクーポン収入を高めることを目指す戦略をいいます。
- 豪ドル戦略とは、実質的に円売り／豪ドル買いの取引を行なうことで、円と豪ドルの金利差相当分の収益と対円での豪ドルのパフォーマンスの獲得を目指す戦略をいいます。
- リート連動債の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。

当ファンドの仕組み



●投資対象

- 当ファンドは、主に米国リートETFとしてiシェアーズ 米国不動産ETFを原資産*とするリート連動債に投資します。
*仕組債やオプションなどのデリバティブ取引の対象となる資産のことを指します。
- 当ファンドは、スター・ヘリオス・ピーエルシー（STAR Helios plc）が発行するリート連動債に投資します。
※上記原資産およびリート連動債の発行体は、2020年6月末現在の情報であり、対象とする米国リートETFの銘柄やリート連動債の発行体は、今後分散や変更の可能性があります。

ファンドの目的・特色

● 分配原資

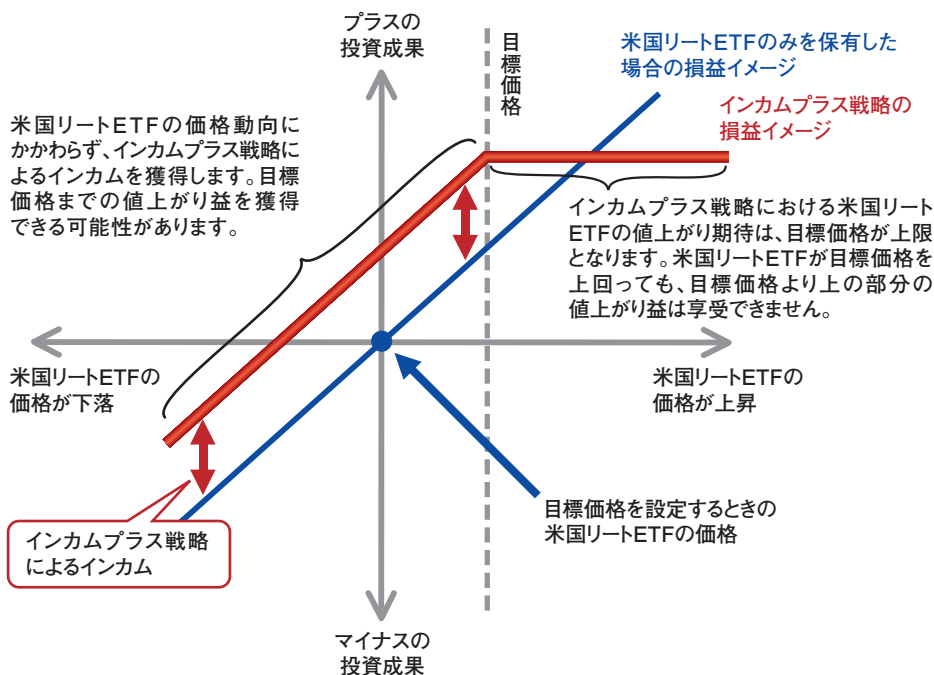
当ファンドの分配金は、主に投資するリート連動債から得られるクーポン収入およびその他分配可能原資の中から委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

リート連動債のクーポンは、以下の要素をもとにして決定されます。

- ① 米国リートETFの配当金
- ② インカムプラス戦略

- ・インカムプラス戦略により、米国リートETFによる配当を上回るインカムの獲得を目指します。
- ・当ファンドの基準価額は米国リートETFの値下がりの影響を受けますが、安定したインカムの獲得が見込めます。
- ・米国リートETFの値上がり期待は、一定期間毎に設定される目標価格が上限となります。米国リートETFが目標価格を上回っても、目標価格より上の部分の値上がり益は享受できません。

<インカムプラス戦略による損益イメージ>



※左図ならびに下図はいずれも、インカムプラス戦略の損益イメージを説明するために委託会社が作成したものです。リート連動債の価格または当ファンドの基準価額の変動状況を示唆または保証するものではありません。
 ※左図ならびに下図におけるインカムプラス戦略の損益イメージには外国為替先渡取引等の活用による投資効果は含まれておりません。

インカムプラス戦略と米国リートETF保有時の損益比較(イメージ図) ■ ETFの配当 ■ インカムプラス戦略によるインカム

ETF価格	ETF価格が下落した場合	ETF価格が上昇したが、目標価格に達しなかった場合	ETF価格が上昇し、目標価格を上回った場合
損益比較イメージ	目標価格 当初価格 値下がり損 米国リートETFのみ 値下がり損 インカムプラス戦略	目標価格 当初価格 値上がり益 米国リートETFのみ 値上がり益 インカムプラス戦略	目標価格 当初価格 値上がり益 米国リートETFのみ 値上がり益 インカムプラス戦略
投資成果	値下がりの影響は受けますが、インカム部分は享受できます。	インカム部分と値上がり益を享受できます。	インカム部分と値上がり益を享受できますが、値上がり益は目標価格までです。

③ 豪ドル戦略

- ・豪ドル戦略により、実質的に豪ドルに投資することで得られるインカムの獲得を目指します。
- ・豪ドル戦略は、日本円売り/豪ドル買いの1ヵ月物外国為替先渡取引を毎月行ない、当該取引日の1ヵ月後にその時点での日本円/豪ドルの為替レートで反対売買するという取引を継続して行なった場合の投資成果を獲得するものです。
- ※当該投資成果を得るために参照する外国為替先渡取引のロールの頻度等、詳細に関しては今後変更の可能性があります。

● 主な投資制限

- ・株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の70%以下とします。
- ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

● 分配方針

- ・毎月27日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価損益を含む)等の全額とします。
- ・収益分配額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。必ずしも分配が行なわれるものではありません。

ファンドの目的・特色

●収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

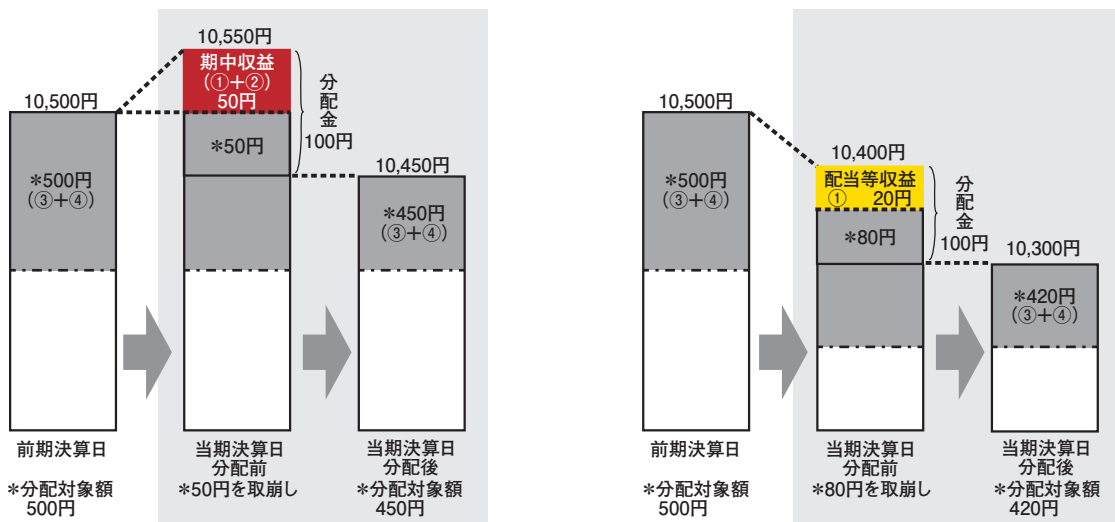


分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)

(前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

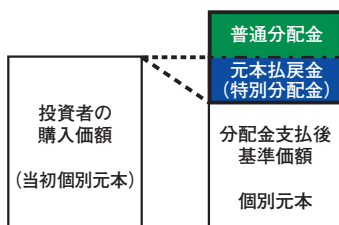
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

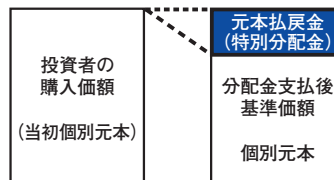
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

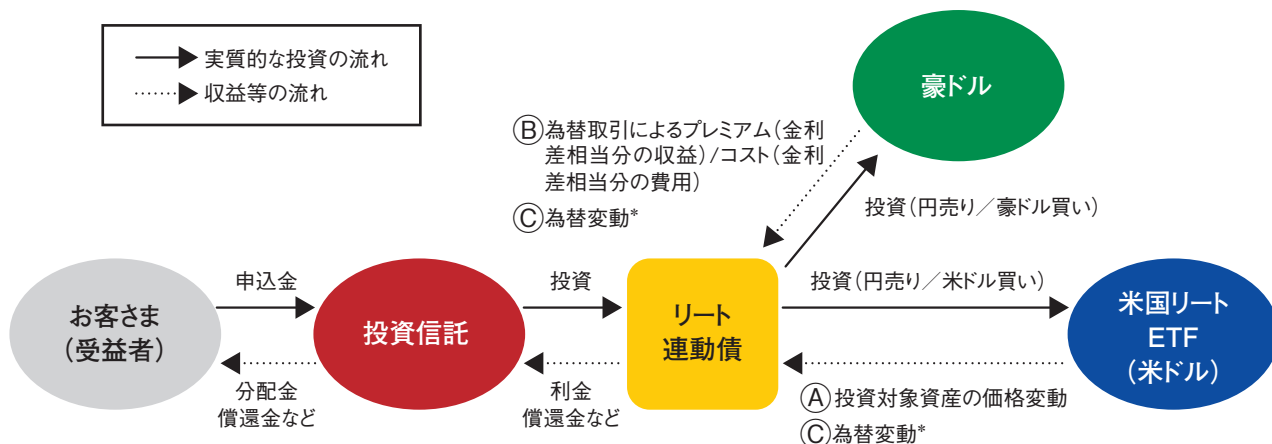
(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

ファンドの目的・特色

●当ファンドの収益のイメージ

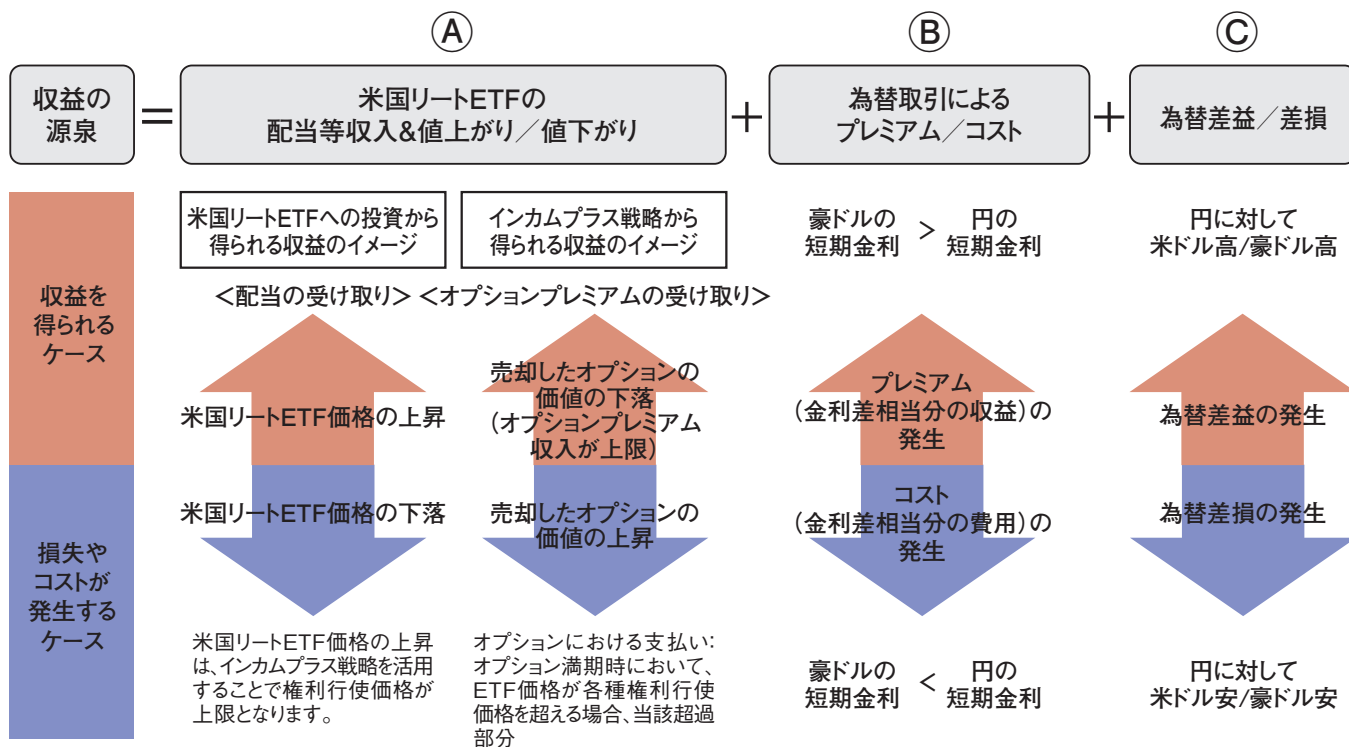
当ファンドは、リート連動債への投資を通じて、米国リートETFの運用に加え、豪ドル戦略による通貨の運用も行なっております。

<当ファンドの収益のイメージ図>



*リート連動債を通じて、米ドルおよび豪ドルでの運用を行っており対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。



※市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

※将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。

※為替取引によるプレミアム/コストとは、二つの通貨の金利差による受取り超(プレミアム:金利差相当分の収益)、支払い超(コスト:金利差相当分の費用)の状態を示すものです。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、主としてユーロ円債(リート連動債)など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資家の皆様の投資元本は保証されているものでなく、**基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**収益や投資利回りなども未確定の商品です。**当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なります。**当ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で当ファンドを購入した場合は、投資者保護基金による支払対象ではありません。当ファンドの投資信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資家に帰属します。**

● 主な変動要因

信用リスク	ユーロ円債(リート連動債)の発行体に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、当該債券の価格は下落し、もしくは価格がなくなることがあります。これらの場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。
流動性リスク	ユーロ円債(リート連動債)は、金融商品取引所等に上場されているものではなく、十分な流動性を確保できない場合があります。そのような場合、当該債券の価格が下落し、その結果、当ファンドの基準価額が値下がりして投資元本に欠損を生じる恐れがあります。また、当該債券の流動性(換金性)が低くなった場合、当ファンドの解約請求の受付を繰り延べる場合があります。
特定の債券への銘柄集中によるリスク	当ファンドは、主として特定のユーロ円債(リート連動債)に投資することから、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該債券が基準価額に及ぼす影響が強くなります。そのため、当該債券の流動性が低下した場合などには、当該債券の価格が下落し、その結果、当ファンドの基準価額が下落して投資元本に欠損を生じる恐れがあります。
基準価額の上昇が限定されるリスク	ユーロ円債(リート連動債)が採用するインカムプラス戦略は、ある水準以上の米国リートETFの値上がり益を享受できない代わりに、クーポン収入の獲得を目指す戦略です。そのため、米国リートETFが目標価格を上回って値上がりした場合、その値上がり益を享受できず、当ファンドの基準価額の上昇幅が限定されます。
価格変動リスク	当ファンドが主として投資するユーロ円債(リート連動債)の価格は、金利および米国リートETFの価格変動等の影響を受けます。リートは保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。これらの影響により当該債券の価格が下落した場合には、基準価額が値下がりし、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。
為替変動リスク	当ファンドの実質的な投資対象である米国リートETFは米ドル建てであり、また、実質的に対円貨で豪ドル通貨を買付ける取引を行いません。そのため、米ドルまたは豪ドルの為替変動の影響により、当ファンドの基準価額が下落して投資元本に欠損を生じる場合があります。
金利変動リスク	当ファンドは、主としてユーロ円債(リート連動債)に投資します。一般に、金利が上昇すると公社債等の価格は下落します。この場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 当ファンドに関連する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。
- 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

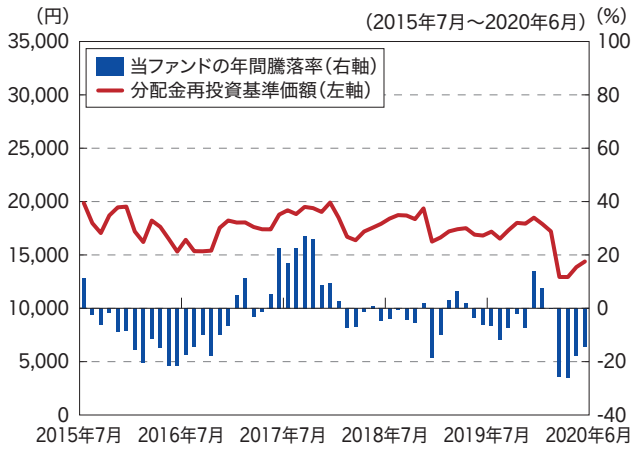
リスクの管理体制

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行なっています。コンプライアンス部は、投資信託財産の運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリング、投資信託財産の運用等についての法令諸規則や投資信託約款の遵守状況等のモニタリングを行ないます。それらの結果に基づき、必要に応じて是正指導を行なうなど、適切な管理・監督を行ないます。

投資リスク

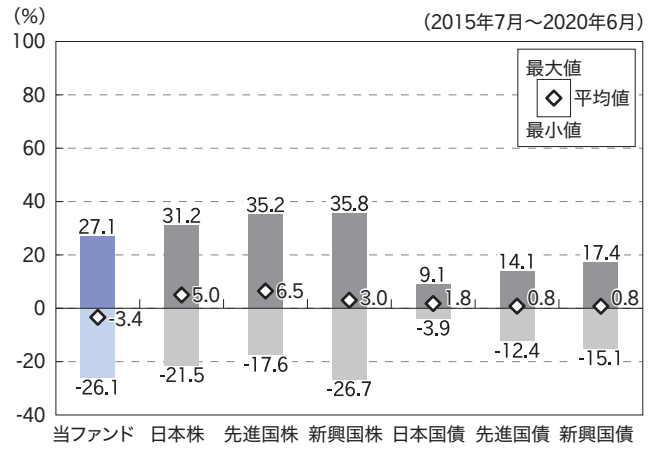
参考情報

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- ※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- ※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。(分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。)

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

- 日本株・・・S&P日本総合指数(トータル・リターン、円ベース)
- 先進国株・・・S&P先進国総合指数(除く日本、トータル・リターン、円換算ベース)
- 新興国株・・・S&P新興国総合指数(トータル・リターン、円換算ベース)
- 日本国債・・・ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル国債:日本インデックス(円ベース)
- 先進国債・・・ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル国債(日本除く)インデックス(円ベース)
- 新興国債・・・ブルームバーグ・バークレイズ新興市場自国通貨建て高流動性国債インデックス(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

追加的記載事項

「楽天USリート・トリプルエンジン(豪ドル)毎月分配型」(以下、「ファンド」といいます。)は、『店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託』に該当します。ご購入にあたっては、ファンドに内在するリスクを十分にご理解いただき、ご自身で投資判断を行なうようお願いいたします。また、ご購入に関するお手続きにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

(1) 仕組債のリスクについて

ファンドは、主に「デリバティブの仕組みが内在されている仕組債(リート連動債)」に投資を行いません。そのため、ファンドには、投資信託説明書(交付目論見書または請求目論見書)に記載されているリスクのほか、この仕組債固有のリスクとして、以下のようなリスクがあります。

① 償還価額変動リスク

ファンドの主要投資対象である仕組債(リート連動債)は、その取得時において償還価額が定まっておりますが、仕組債の評価額はファンドの日々の基準価額に反映されており、償還時に額面金額を下回って償還された場合または額面金額を上回って償還された場合においても、その時点におけるファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすものではありません。

なお、仕組債が額面金額を下回って償還された場合、ファンドの投資信託財産に毀損が発生し、お客様がご投資される投資元本を下回る場合があります。

② 発行体の信用リスク

ファンドは、特定の金融機関が発行する仕組債(リート連動債)に投資する場合があります。そのため、当該発行体において著しい信用の低下や経営破綻が発生した場合には、その仕組債の価格が著しく下落し、元本を著しく下回る価格で仕組債を売却したり元本を回収できなくなる場合があります。この場合、ファンドの投資信託財産に著しい毀損が発生し、お客様がご投資される投資元本を大きく下回る場合があります。

③ 流動性リスク

ファンドの主要投資対象である仕組債(リート連動債)は、金融商品取引所に上場されている債券ではなく、売却に際しては、金融商品取引所に上場されている有価証券と比較して、市場が急変した場合など著しく不利な条件での売却を余儀なくされることや当該発行体が経営不振に陥った場合など売却自体ができなくなることがあります。この場合、ファンドの投資信託財産に著しい毀損が発生し、お客様がご投資される投資元本を大きく下回る場合があります。

(2) 想定損失額について

ファンドが主要投資対象としている仕組債(リート連動債)は、米国リートETFの価格が著しく低下した場合や通貨市場で対米ドルまたは対豪ドルで急激な円高となった場合などの市場変動要因、もしくは仕組債の発行体である特定の金融機関が経営不振に陥った場合などの信用リスクの顕在化、またはこれら要因が複合的に発生した場合には、ファンドが保有する仕組債価格が著しく下落し、その結果、ファンドの基準価額が著しく下落する場合があります。

① 市場変動要因による想定損失額について

万一、上記の市場変動要因が同時複合的に発生した場合には、仕組債(リート連動債)の投資元本に大きな影響を及ぼし、その結果、ファンドの投資信託財産が毀損する場合があります。従って、お客様の投資される額も毀損する場合があります。

なお、次表は、上記の市場変動要因にかかる過去10年間の日々の変動率(ただし、投資信託財産においてマイナスとなるもののみ)の最大値が同時に発生したと想定して試算した一日当たりの最大損失率を試算したものです。

追加的記載事項

想定損失率の試算表

	米国リート ETF	為替レート		想定損失率
		円/米ドル	円/豪ドル	
最大変動率	△16.9%	△3.7%	△5.6%	△26.2%

注) ブルームバーグの日次データ(2010年7月～2020年6月)を基に、楽天投信投資顧問にて、同期間における日次の変動率を算出し、それぞれの最大値により想定損失率を試算。

※上記の想定損失率に基づく想定損失額は、投資額を100とした場合26.2となります。また、想定損失額は過去の市場変動に基づく試算であり、将来においてこれらの変動率を大きく上回った場合には、上記の想定損失額を上回ることがあります。

②信用リスク顕在化による想定損失額について

仕組債(リート連動債)の発行体である特定の金融機関が経営破綻に陥るなど最悪の場合には、仕組債の投資元本を回収できなくなり、その結果、ファンドの投資信託財産の大部分を失う場合があります。従って、お客様の投資される額の大部分を失う場合があります。

③ファンドの一部解約について

ファンドの一部解約は、投資信託約款に従い、一部解約の申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(0.5%)を控除した額をもって行ないます。

ただし、仕組債(リート連動債)の発行体である特定の金融機関が経営破綻に陥った場合や金融商品市場の閉鎖・機能停止などの要因によって、ファンドの投資対象である仕組債の売却が事実上困難となった場合は、委託会社の判断により一部解約の申込受付を一時的に中止する場合やすでに申込みを受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す場合がありますので、お客様の想定される価額での一部解約ができない場合があります。

i シェアーズ 米国不動産ETF

i シェアーズ 米国不動産ETFは、ダウ・ジョーンズ米国不動産指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果(手数料および経費控除前)をあげることを目標としたETF(上場投信)です。i シェアーズ 米国不動産ETFは、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズにより運用されており、ニューヨーク証券取引所Arca市場に上場されています。

※ダウ・ジョーンズ(Dow Jones)は、Dow Jones & Companyのサービスマークであり、i シェアーズ・ファンドは、Dow Jones & Companyが出資、保証、発行、販売、販売の促進を行なっているものではありません。同社はまた、i シェアーズ・ファンドへの投資の妥当性に関していかなる意見も表明していません。



スター・ヘリオス・ピーエルシー (英文表記:STAR Helios plc)

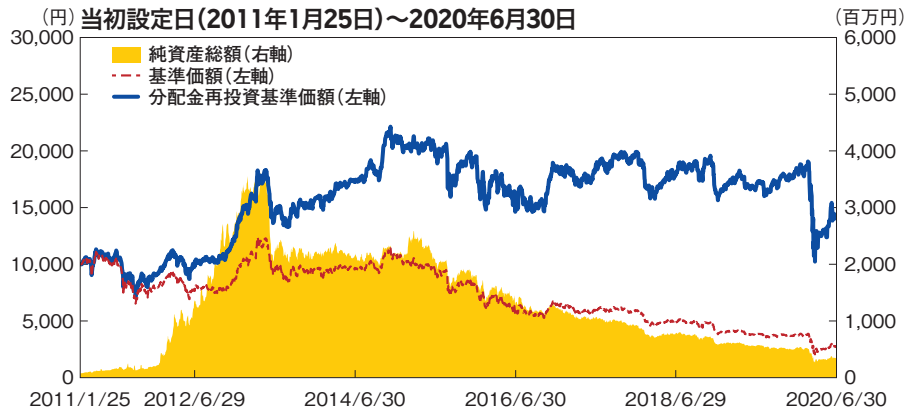
分別保管される資産を裏付けとして債券を発行することを主な業務とする、アイルランド籍の特別目的会社です。裏付資産は保管会社によって分別保管されています。

運用実績

2020年6月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



分配の推移(10,000口当たり、税引前)

決算期	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月	2020年6月	直近1年間累計	設定来累計
分配金	50円	30円	30円	30円	30円	520円	11,810円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

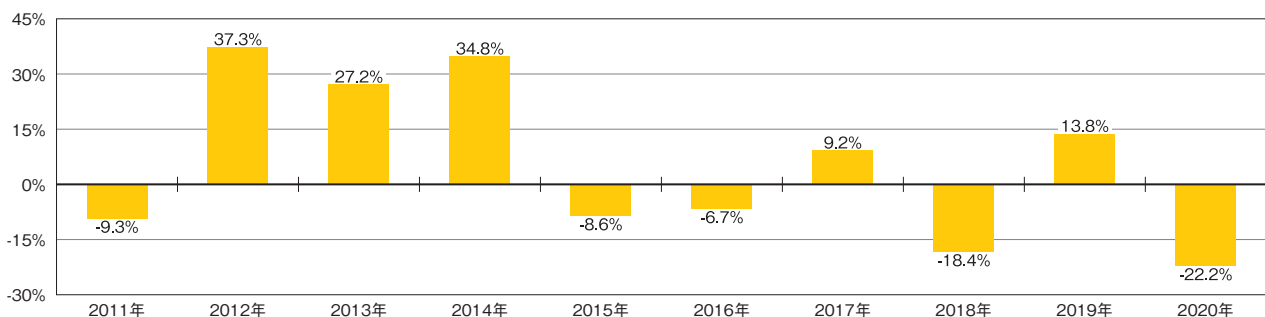
主要な資産の状況

資産名	投資比率
STAR Helios リート連動債(豪ドル) 04/09/21	98.4%
短期金融資産、その他	1.6%
合計	100.0%

※投資比率は、純資産総額に対する各資産の比率です。
 ※投資比率は、小数点第2位を四捨五入しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。
 ※2011年は設定日(2011年1月25日)から年末まで、2020年は6月末までの騰落率を表しています。

最新の運用状況は、委託会社のホームページにてご確認ください。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社またはお申込みコースにより異なります。詳しくは、販売会社にご確認ください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購 入 代 金	販売会社が定める所定の日までに販売会社の定める方法でお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にご確認ください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目以降に受益者にお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として営業日の午後3時以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。
購 入 の 申 込 期 間	2020年9月30日から2021年3月25日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	シカゴ・ボード・オプション取引所またはニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、東京の銀行のいずれかの休業日に当たる場合は、申込みの受付を行いません。
換 金 制 限	投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	以下の場合、委託会社の判断により、購入・換金申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金申込みの受付を取消することがあります。 ・当ファンドが主として投資するユーロ円債（リート連動債）が連動する資産の取引にかかる取引所の立会が行なわれない、もしくは停止されたとき ・当該ユーロ円債が連動する資産の取引にかかる取引所の当日の立会終了時における当該ユーロ円債が連動する資産の取引の呼値が当該取引所の定める呼値の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当該ユーロ円債が連動する資産の取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき ・取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当該ユーロ円債の解約または換金の中止ならびに当該ユーロ円債の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合その他やむを得ない事情があるとき
信 託 期 間	2025年12月26日まで（2011年1月25日設定） ※ただし、一定の条件により信託期間を延長または繰上償還する場合があります。
繰 上 償 還	委託会社は、受益権の口数が1億口を下回ることとなったとき、または、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	毎月27日（ただし休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	毎月27日（ただし休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づき分配を行いません。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 （注）当ファンドには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	1,000億円
公 告	委託会社が受益者に対して行なう公告は、電子公告により行ない次のアドレスに掲載します。 https://www.rakuten-toushin.co.jp/
運 用 報 告 書	原則として毎年6月および12月の計算期末および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	3.3% (税抜3%) を上限として、販売会社が定める料率とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明ならびに事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。	
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.5%を乗じて得た額	信託財産留保額は、ご換金額から控除され、投資信託財産に組入れられます。	
投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.54% (税抜1.4%) の率を乗じて得た額とします。 ※ファンドの運用管理費用 (信託報酬) は日々計上され、毎計算期末または信託終了時に、投資信託財産中から支弁します。	運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率	
運用管理費用 (信託報酬) の配分	委託会社	年0.770% (税抜0.70%)	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年0.715% (税抜0.65%)	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年0.055% (税抜0.05%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料は、投資信託財産中から支払われます。 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・投資信託財産にかかる監査報酬 ・法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用 ^(注) ・その他投資信託財産の運営にかかる費用 ^(注) ・組入有効証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・先物取引・オプション取引等に要する費用 ・外貨建資産の保管に要する費用 等 監査費用は日々計上され、毎計算期間末または信託終了時に支払われます。 その他の費用・手数料等はその都度支払われます。 (注) 該当業務を委託する場合のその委託費用を含みます。 ※これらの費用・手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。	<ul style="list-style-type: none"> ・信託事務の処理に要する諸費用：投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、投資信託財産において資金借入れを行なった場合の利息 ・投資信託財産にかかる監査報酬：監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 ・法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等にかかる費用 ・その他投資信託財産の運営にかかる費用：計理業務およびこれに付随する業務にかかる費用 ・組入有効証券の売買の際に発生する売買委託手数料：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・先物取引・オプション取引等に要する費用：先物取引・オプション取引の際、取引仲介人に支払う費用 ・外貨建資産の保管に要する費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用 	

※費用・手数料等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

税金

税金は、下表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2020年6月末現在のものです。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は、上記と異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。